

介護保険負担限度額認定について

低所得の方が施設入所や短期入所（ショートステイ）のサービスを利用した際の費用のうち、食費及び居住費について、1日当たりの負担限度額を認定する制度です。

この制度を利用するためには、申請が必要となります。

申請後に、交付を受けた認定証（介護保険負担限度額認定証）を施設に提示することで、食費及び居住費の軽減が受けられます。

1 対象施設等

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設
介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護

※上記以外の通所介護（デイサービス）や共同生活介護（グループホーム）などは対象になりません。

2 食費・居住費の負担限度額（1日当たり）

（単位：円）

利用者負担	収入状況等	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	短期入所
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	880	550	550 (380)	0	300	300
第2段階	本人の年金収入額と その他合計所得金額 が80万9千円以下 の人	880	550	550 (480)	430	390	600
第3段階 ①	本人の年金収入額と その他合計所得金額 が80万9千円超1 20万円未満の人	1,370	1,370	1,370 (880)	430	650	1,000
第3段階 ②	本人の年金収入額と その他合計所得金額 が120万円超の人	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,360	1,300

※介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

3 預貯金等の額の要件（下記要件に当てはまる方は、申請できます。）

利用者負担	課税状況	収入状況等	預貯金等の額の要件			
			第1号被保険者		第2号被保険者	
			単身 (配偶者無)	夫婦 (配偶者有)	単身 (配偶者無)	夫婦 (配偶者有)
第1段階	-	生活保護受給者	要件なし	要件なし	-	-
第2段階	世帯（世帯を分離している配偶者を含む。）全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下
第3段階①		本人の年金収入額とその他合計所得金額が80万9千円以下の人	650万円以下	1,650万円以下		
第3段階②		本人の年金収入額とその他合計所得金額が80万9千円超120万円未満の人	550万円以下	1,550万円以下		
第3段階②		本人の年金収入額とその他合計所得金額が120万円超の人	500万円以下	1,500万円以下		

食費及び居住費の負担軽減について、負担限度額認定以外にも次の制度があります。

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度	食費・居住費の特例減額措置
<p>生活が困難な方に対して、社会福祉法人等が利用者負担額の一部を負担し、利用者負担額を軽減する制度です。</p> <p>食費及び居住費については、介護保険負担限度額適用後、なお残る負担額が一部軽減されます。</p> <p><要件></p> <p>(1) 生活保護受給者</p> <p>(2) 住民税非課税で次の要件を全て満たす者</p> <p>ア 年間収入が150万円以下 (世帯員1人ごとに50万円を加算)</p> <p>イ 預貯金等が350万円以下 (世帯員が1人ごとに100万円を加算)</p> <p>ウ 日常生活に供する資産以外に資産がない</p> <p>エ 親族等に扶養されていない</p> <p>カ 介護保険料を滞納していない</p> <p>※利用者負担額軽減制度を実施していない社会福祉法人等もあります。施設にお問い合わせください。</p>	<p>住民税課税世帯で負担限度額認定制度に該当しない方でも、次の要件を全て満たす場合は、食費及び居住費の軽減が受けられます。</p> <p><要件></p> <p>(1) その属する世帯の構成員の数が2以上 ※施設入所により世帯が分かれた場合は、同一世帯とみなす。</p> <p>(2) 介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担</p> <p>(3) 世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万9千円以下</p> <p>(4) 世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下（預貯金等には有価証券、債券等を含む）</p> <p>(5) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない</p> <p>(6) 介護保険料を滞納していない</p>

裏面もお読みください

新居浜市役所介護福祉課